

すでに契約調印済み

1

昭和三十四年九月十五日

阿知須町広報

三

すでに契約調印済み 責任問題は別個に (地題) (処理)

本定例議会第一日目に執行部への要望と、ゴルフ委員会への付託事項は、温泉前道路から下北町将来の大衆浴場建設用地とバスの駐車場として、温泉充電契約から外すことで交渉を纏め、結果如何に於いて今後の接続委員会の土地二段二六歩は、契約調印の時はこの第三日目(八月一日)は生徒らの土地を含む一切を充満することで調印され、その権利を明瞭かにし、その権利が譲り受けられると共に、これが善後策について執行部としては意見を述べた。大体次の通り

議長 町長についてはすでに契約が締結され調印まで済んでいたので、今となつては仕方がないが、しかし町の土地であるならば大変便利なので返してもらおうことができたら返して貰いたいので、そのように交渉してみたい。

藤田 どうして契約の中にその土地が入っていたのかそれを説明してもらいたい。

議長 次は大浜委員長から産業委員会での結論を報告してもらいたい。

大浜 昨日委員会を開いたが、その後に執行部の意見と統一が済んでいたかどうかを聞いたが、まだその時までに統一がなされていなかつた。そこで助役に相談したところ先程課長が回答されたように要するに「契約を締結した後において、たとえ間違いがあつたとしても、あれは間違であつたら返して貰へ」というふうな話ではできないはずだ。また仮に前からの、きさつ話を話したところで、町に必要なまで返してくれ、といつてみたところで、それも受けられまい。そこでたゞ強力にお願いする以外には方法はない」としたことであつたし、執行部側の結論が、今の段階では、どうせこのように落つだらうということを予測して産業委員会はそれを前提として討議し結論を出した。また第二点はこれまでの議論と責任の所在について、まだ第二点はこれまでの議論と責任の所在について、まだ第二点はこれまでの議論と責任の所在についてあるが、これは全然白紙の者に向へお願いに行ってなんとか町が便わしてもらうよう交渉しようということに落つたと思う。そこで産業委員会に任されたこれらの交渉委員会に任つてであるが、これは全然白紙の者に向へお願いしていくまでの交渉結果のよくわかつた事情に明るい、当時の交渉委員と町執行部でやつてもらいたいという結論に達した。

議長 大浜委員長のいう當時の交渉委員とは契約を締結された交渉委員を意味するものか。

秋然としないものがある。二十五日の合同委員会の解説少し前に母替えられた圓旗が出されたことは確かだが、ゴルフ場の問題は大沢勝郎と議長中心であつたのでよく承知のことと思うが、そのことが問題になるのではないか。調印式の時はゴルフ場用地についての表示はあつたが、圓旗の物件の表示はなかつた。委員会の発表に準じられたなどいうことであるので、その答弁を願う。議長、その前に申し上げたいと思うが、色々討論の形になるので隣接しないが、

(上程議案内容)	
議案第五十号	阿知須町報酬及び費用弁償
	阿知須町報酬及び費用弁償 例一部改正について
	★林野管理委員、同監視委員 員制度を廃止。日当銅の姿各々「土地一三二万円。 屋一三三万円。倒木費等を除くもの につては四時間以内の場 合は半額とするなどの案の 原案どおり可決確定
議案第五十二号	阿知須町使用料、手数料設 収条例の一部改正について
	★印鑑つき入料、転入手數 料を徴収しないことなどで 原案どおり可決確定
議案第五十三号	阿知須町特殊勤務手当支給 条例一部改正について
	★原案どおり可決確定
議案第五十四号	阿知須町有給更衣室その他旅 客事例一部改正について
	★原案どおり可決確定
議案第五十五号	阿知須町任命権があつたが 正従後は分科長も同様とな ること、原員の資格が、本 町に居住する、とあるを、 本町に居住し、町外に勤務 しないものとせめ、また 二、三部を機械化すること により、現在の定員一〇〇 名を六〇名にすること、〇 それらの案で、原案どおり 可決確定
議案第五十六号	れによる二十五日の会員委員会のことが基点に なると思う。あの日の会員委員会の終りにアントン トが改めて出されたが、最終のアントンについて の確認はなされていない。北助役も不文ではある が、その手当關係に改正が加 えられたので、原案どおり 可決確定
議案第五十七号	★原案どおり可決確定
議案第五十八号	阿知須町教育委員会事務 員等定数条例の制定に いて
	議案第五十九号
	★原案どおり可決確定
議案第六十号	★原案どおり可決確定

田中 開闢合同委員会の第8回が重要なポイントになつてゐるようと思うが、あの認定を確保する意味で道から下は譲ることを知つてゐる。私はあの北側の土地は溝蓋二〇%を送ることにより大業浴場を作ることにつき、確保してあると思つてゐた。私があの時いついたことは、國面に盛山がおいていたしかどう意味のことばだったが、北側の堤防についてしてたねえはない。

山本 最前議長が答弁せなことを納得いかない。すでに道路から北側は売らないということで交渉が進んでこられてるのに、合同委員会の終りで近くなつて出された町正したプリントに対してもく交渉経緯を知つておられる讀者などは何故その時反歩何歩の道から下が含んでるのを指摘されなかつたのか。見なが、見られなかつたのか、物語は合間委員会に出されたもののがあるからか。

岩村 山本 大沢茂

大沢茂 国面は見てないので分らなかつた。

山本 だから四選も指摘せなかつたのか。

大沢茂 あの時は「道から下の土地がおちていい」ということで事務局から町正があつた。

人里更迭の時期を誤つていた

岩村 当時の議事録はつてない、と事務局はいつたがそちらで仕方がない。議長は執行部と議会が一丸となつてやることにおいて誠懸意念尽したその事が執行部を侵害したこととは認められてゐるが、そういうことであれば我々全員の責任である。その前の議録から現行の仕事ではだらしない。從つて合同委員会の前の段階について議論しなければならないと思う。つまり当日は助役は出席してしまって總務課長は当日辞令が出たという状態で、出席の執行部には事前に未知の人が多い。だからこそ後悔をまねくところだ。助役を呼ぼうといつたら、その議論は古田課長ではないとも、ゴルフ場の問題は、かえつてスムーズに行く」といわれている。

何も人里のことには口をを入れるのではなく、ゴルフ場建設の促進には一丸となつてやらなければならぬ段階にありながら、議長、財政委員長の辞職提出によつて人事の刷新を圖られようとした当日、合同委員会をやめられたからこそがゴルフ場建設の促進には一丸となつてやらなければならぬ段階にありながら、議長、財政委員長は助役と古田課長の不在の中で会議が可能であるということはおかしいではないか。色々と質問したが、山本議長は細貝委員長でありながら全然話を知らないからどうこともあつて、これ等質問に対する答弁は読みが終始答弁なされてゐる。私共が当日帰りざむにプリントを差し入れられたなどということは、故それがあつたから新設商務課を選んだということは、細貝が困るということは分つてしまつた。にもかかわらず執事部からして問題があつたのではないか。当日私は北側の土地が堅きべれでない国面で協議した。そしてこれで間違ひでどうことで改めてプリントが出された。その時議長は何故「国面を差替えるので確認願う」という約束がされたかは

大沢茂 私が命令してプリントを差しかえたといわなければ、事後の処理をどのようにするかについて我々が態度決定できるようにならねることはない。事後は、運営委員会が結論を出したうえで、産業委員会がそれを執行部に下す形でやられたと思う。

藤村 私が委員長をやつたので申します。温泉の土地についてはずす算定の面図によつて差額をしたのですが、田中議員から「ミスがある」と指摘されたのでに対し、林係長から「道路から下の四箇所がせきけているので追削します」とハサキリ言ってしまいました。しかしその時今まで交渉に当られた方からも何一回追削はなかつたので、ハサキリができるだけです。その内容はその時理解されたと思う。先程説明いたしましたが、「契約書の物件の表示の中になかつた」と云ふわれたが、三十日の契約印押の日、大沢委員から助役と古谷係長に持つて「よく点検せよ」と注意され、助役と古谷係長が照合した上で助役が印押を捺印したことを見ている。その時私はあの四箇所の印押の中のあつたことを確認している。

副議長 やそれより前に誰がプリントを作つたかを知りたいのですが、

大沢茂 委員会の結果に於いて委員長の権限で委員長からプリントを作るよう命じられたものと思う。

副議長 あのプリントは財政委員長から作れといわれ作つたものだと思われるのか。

大沢茂 三十日に契約を締結したところとなつたので、議会を開く間がなかつた。そこで事後承認の形で、どうかということであった。その時に田中議員から例のミスプリントの注意があつた。私は「よくねらひをかけたことは知つてゐるが、しかしプリントの捺印をしたことにはなれない。

藤村 この問題のまちがいがどうして生じたかといふことは、その前に泉源を売るということになり、合意委員会で決つた後、温泉地の説明をして、その中で林係長は、その土地がおむねいわれ、西蔵を追加する説明をしたが、その時何故かからも異論が出なかつた、ということが大問題だと思ふ。それで当然町有林、温泉などの売却はその時も、ということになったと思つてゐる。それに、発つた、発つたことが決ならなければどうにもならないはずだ。

副議長 問題がはずれていると思うが…………

岩村 委員長はその時は藤村議員だけではなかつたが、どの様な裏話をされたかは聞いたが、私はある時財産廻査をすることについて仕事係承認の形で職員員長がいわゆる「うしろから」もつていた。今度は職員員長がいわれた事について、道路から下のない箇所で裏話をされた。しかし誰がどんなことをいつたかとか、委員長や議長が誰などついては、ただその裏話をたどつてゆくのが本当の筋ではないはずで、最終段階に至るまでの経過を知つたらうえで、産業委員会が結論を出した

ことに基いて、会社側と交渉するのが本當ではあるうか。そうしないと、たゞお互の泥試合をしてしまうおそれがあるので、そのように議論されたりともめをしてもらいたい。

大浜 この議論を明確にして町民に疑惑の念をもたらすことになるので、いたずらに誰がこういった「私はこうだ」などの泥試合はやめて廻らねえよとの報告の申込みの耳をそむけない。私は不在であつたが、合同委員会の委員長はいつとあられた藤村議員にたずねると、その当時から民間が分るような気がする。藤村議員は「林係長が北側の土地がぬけてくるからと田中議員がこの指摘によつて図面を差しかえる」といつたとわれたが、林係長にその事を確認した。

林係長 私は「差し替える」といつて振りかえて取れました。

合同委員会 金員の責任

岡本 温泉寺の田が問題になつて、田中議員は「この間違つては」といわながら、「どうがんばって留きかえたものと願つ。山だけ留き入れば、このじての田まで畠を入れた。また畠を入れるのをなげもう一度再確認しなかつたのか。それで委員会員の責任だ。しかし事務局はだれの指示入れなかつ。そして誰が山へ渡されたのか。

藤村 そのまゝでしては、はじめ私がいつたとおり田中議員から柵撤された時、林係長は道から下落ちていたので追加するとい、渡したことと認めしている。

田中 午前中、岩村議員もいつたが、當時者である古川 記念や助役を何故参与として出席させなかつたつまり誰よりもよく知つてゐる兩人を何故召集しなかつたか。再発行のアソントを貰つたとき議員会への要求を、さしつけ「この兩人は、なべてもガル場の牛はスマーハーで運搬する」藤長はいわれた。又図面については間違つてはつたが、北側の件についてはひつたことない。そのことについては岡本氏もそのようつているではないか。

古川 只今の中田議員の発言を聞いて、この道路が下の田は誰がいいだしたかをいつておられるようだが、実は私も臨席してはいたのであるが、田中議員が「ミスブリントがある」といはれていた。しかし「道路が下の田からなるのは確実だ」といふので、林係長にきくたのは「私の泥試合を出たのです。私は農業委員であるので、そのことは前からよく知つてはいたので、この図面を出したのである」といふのである。林係長も落ちて「この通り、古谷係長及び林係長がようやく発展したことは私らが知らなかつた。温床當時の記憶などは、上の田の土地のものと出たのです。私は農業委員であるので、そのことは前からよく知つてはいたので、この図面を出したのである」といふのである。林係長も落ちて「この通り、古谷係長及び林係長がようやく発展したことは私らが知らなかつた。温床のように筋合したので、藤村議員はこれを認め訂正するよう林係長へいわれたのだ。

誰一人反論がなかつた

い。私が質問するのはどうかと思うが、交渉の問題等にもまれてみる必要があると思うので、その点はいつでも聞いてもらいたい。田中 大変セシニッシュな方であるが、大沢副議長の第廿八回の答申からある土地の問題で解明されたのではないかといわれたが、それが土地委員会から的一貫された意見がでたのである。田中 岩村議員の云われたこともよくわかるが最も重要なのは、この問題を解決するに当つた人たちは、必ずしも農地の所有者であるが、そのために必要な手続を経て、最終的に所有者が確定する。山本 田中議員の云われたこともよくわかるが最も大切な問題の説明があなれば更によくわかるうので、調印時の模様をより詳しくお聞きしたい。田中 今まで論議したとおりプリントを差しあわせながら、その時のこととよくわかるが最も質的で振り下げるにあれば、シャク然としている。その時から今までの経過を知つて、私が何故發言しなかつたかということと、それが、その時、藤村委員長が、知つておられたが故の時、それを云わなかつた。また、藤村議員としても「是れすこまつた」であつた。しかし、その時から今までの経過を知つておられるが、そつあつたとすれば、その時いわれなかつた。その上で執行部で決議されるとしたら大きなミスであり問題であります。何故協約を締結するときにミスが分らなかったのか。その謎を明らかにする事と、これまでの議論を明確にする事と、これを含む内閣委員会に一任するということが、先日の結論であつたのでそのままで協約をしてしまつた。今日の議論の中で責任問題の追及がまだ必要である風に議論が発展するにすれば、別個にそのを突明して行かねばならないが、これを含めても論議してゆきたい。岩村 副議長、今までの議論については明らかになつたが、調印をした時の趣旨について、また責任の追及についてやりたいということであつたが、そのつてお詫びしますが、山本 約定するにはかかることがよくわからないが、それがなんちか印押式の時の責任を究明するに云ふるか、それとも今後に対する懸念的なことをきかれるのか。副議長 調印の模様を書き、今後の執行部の線に沿つて、一つ一つを区切つて処理してゆかなければならぬのだ。最初は分つたから、これに対応する問題が出て来るが、それ以後にまた別の線で、責任問題は改めてやつてゆきたい、といふのである。大沢茂太議長も釋然としたものがあるならば、ハッキリして質いたいところがあると思うが、ここで休けいをして今後の議事運営について協議をしてもらひ、一つ一つを分けて協約してもらいたい。

涉を行き、我々の整室に宿つてゐるところを議長は挨拶をして、「議長が梓内と云つたことは問題だ」として全然別に、涉委員が協議の結果「三〇〇〇万円は梓外であることを度に申入れよう」ということになり議長は、「いや戻すが行けよ」といつぱんの而議長は山本、「私の各議員が字部側によつて度確認のため行ってみた。しかし、この交渉の筋書きについて一考考えてみると、議長と助役が字部を行つて梓外として書いた三〇〇〇万円の別枠が最後の交渉の段階で議論されたとき、いつ梓内に入つたか、その經過についてどうも納得がかない。その点を議長と助役の見解を明らかにして下さ」。

浜 中のつこで最終契約締結の三、六五〇万円の辯護を最も堅決決定を出した當時の交渉委員の方から報告願いたい。この当時は不適な事情がわからぬので……

辰 どうして最終的には梓内に入つたか、またどうして最終過で交つて行つたかを明示して貰いたい。

辰 六月二十日、七日宇部課長・林木賃貸課長・元永社長・若原係長・小林賃貸課長・河村氏、町側は古谷林執行部は助役・経理課長・林務課長及び古谷林務務長、議会側は、正副議長、岩村・田中・重連課長であります。この時はたしか全員が交渉室に当つたと想いますが、席を起つたとき誰かが三〇〇〇万円は三、八〇〇万円のうちに含まれてじぶんと開いたので、私はその中に含まれていると云つた。そして接着で、最初の接達では三、八〇〇万円を町側が提出することを申立てた。この時はたしか全員が交渉室に当つたと想いますが、席を起つたとき誰かが三〇〇〇万円は三、八〇〇万円のうちに含まれてじぶんと開いたので、私はその中に含まれていると云つた。そして接着で、最初の接達では三、八〇〇万円を町側が提出することを申立てた。そこで宇部課はその根拠となる資料を出せと云つたので協議の結果、温泉を二、五〇〇万円で立木は鹿児島まで計算を入れて、その額に合せてもつて行つた。宇部課は大変時間のかけて根拠を調べた結果、字部側から示された額は三、八〇〇万円へ、六四三円であつてそれが仮にガイした。そこで山本議員は帰宅されようと云ふ。今この額で決めておれば、こちらは予算はないが、もう一〇〇〇万円で手を打とうと美安さんが字部に説教られるときそぞ云われながら、「今この額で決めておれば、こちらは予算はないが、みんなが捨てるところだ」と云つた。そして二十七日ひ

朝からまた交渉を始めたが、宇都側の示されたものはやつぱり元の三、〇五〇万円であった。我々は示した三、七五九万四、〇〇〇円と余りに開きがひどいので、話が一こうに進まらず、たしかに一度時元永が中安社長に相談のため帰られて、再び午後二時ごろ来るなどがあったとき、私共、町側は再検討をした結果、いつの間にか三〇〇万円の分がなくなっているのではないかと、うことで協議の末、つまり温泉が二、三〇〇万円、立木三九〇万円、山林七一〇万円、別荘三〇〇万円の計三、七〇〇万円で更に交渉をした。その後元永氏が「町側は二、七〇〇万円から一步引けないか」と云われ、会社側から町側へ改めて示されたものか、三、六〇〇万円であった。そこで町側一同は再び交渉をして、協議をしようとした時、私を小林管財課長が呼んで出して「三、六〇〇万円の中には別荘の三〇〇万円も入ってるのでござる」と念を押されたので私は江畑の間の控室に帰ってきて、待期している交渉委員の方々にそのことを伝えましたところなしに助役からだつたと思うが、「源泉の問題もあるが、五百五〇万円を算して三、五五〇万円でどうでしようか」と算定され、金員でそれを子を承して、交渉の結果最終的に三、六五〇万円で妥結したものでした。

三〇〇万円貸つて来てさしてみせる」と山本氏がさけしかねた人があつたといふことだが、それはそういう略を流布し、あたかも議長が三〇〇万円を貰つた様にみせかけ、疑惑を抱かせておとしいれようとしてなされたものではないと思われる。だからその疑惑をとくためにも、絶交渉委員の方々から更に確認した。交渉委員の方々から「大正五〇万円貸されたが、それが含まざるの三〇・八〇万円貸された」ということと、万円が含まれていてなかろうことを、交渉委員の方々から認証したい。先程議長の説明では「初めは料外と思つていたが勘定の際には入つていた」と既言されたが、そ

九万四、〇〇〇を再び提示した。
⑤しかし市部側は、温泉と山林、立木の算定価格三社とも、この中で折合ひがつかず、十一時頃元永さんは中安社と助教の他の問い合わせに答えた。
⑥しかしその町側は、七五九万円、〇〇〇円を固執しなかつて折合ひがつかず、長く相談に耐えられた。
⑦二十七日午後元永さんが再び来て示された額は前回聞いて三〇五〇万円であつた。そして元永社長は町側が示す三、七〇〇万円を一步も引けないと云われた。このときの三、七〇〇万円の内訳は（温泉社）、三〇〇万円、立木三九〇万円、山林七一〇万円、別料分の三〇〇万円であった。
⑧市部側は、三、六〇〇万円出せりと云った。
⑨「そなれ、三、六〇〇万円のうちには別料であつた三〇〇万円を含んでしまはず」と小林管財課長が議長を呼んで話した。
◎議長はこのことを江知の間にいる町側の交渉委員に伝えた。
△町側はこれに対しガーリングの件も見てもららうことにして、もう五〇〇万円をばつてもらう。最終決定額三、六五〇万円で妥結した。
⑩その三、六五〇万円のうちには最初、別料だと思っていた三〇〇万円も、つる間にか入つていた。
以上のような經過であつたかといふことを当日交渉された交渉委員の方々から流認を得た。
金つたくその通りだ。

